

自転車 ルールブック

ヘルメットを
被って
安全運転



道路の走り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
交通反則通告制度（青切符）・・・・・・・・・・	P3
青切符の反則行為と反則金の額・・・・・・・・	P4
検挙の対象となる違反・・・・・・・・・・・・・	P5
事故が起きたらどうする？・・・・・・・・・・	P7

道路の走り方

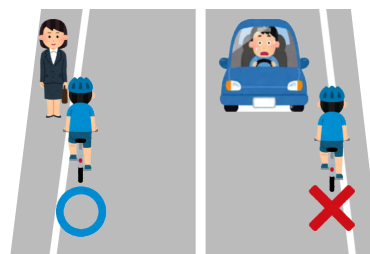


車道の左側を走りましょう

自転車は自動車と同じ「車両」の一種です。原則車道を通行してください。

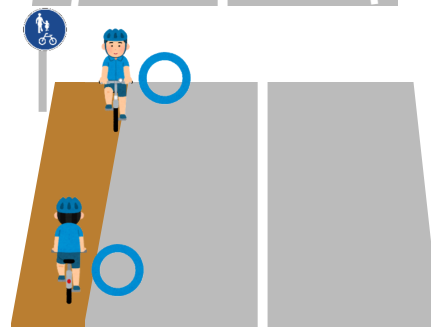
歩道を通行できるとき

- ▶ 普通自転車歩道通行可の標識・表示があるとき
- ▶ 13歳未満の子ども、70歳以上の方や身体の不自由な方
- ▶ 道路工事や連続した駐車車両があるとき、著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いときなど



歩道（普通自転車が通行可能な場合）

普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（普通自転車通行指定部分）がない場合や、自転車通行可の場合は、歩道を走行できます。相互通行が可能です。中央から車道寄りの部分を徐行しましょう。歩行者がいた場合は、一時停止や自転車から降りて、自転車を押しながら通り抜けてください。



路側帯

自転車は著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯内を通行することができます。相互通行はできませんので、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行してください。路側帯内を通行する場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行してください。



歩行者用路側帯

白の二本線で標示された路側帯（歩行者用路側帯）の場合は、路側帯内を通行することはできません。



右側通行（逆走）は危険

右側走行は、曲がり角で車の死角となり、交通事故の危険があります。また、車と自転車が正面衝突する恐れも高まりますので、非常に危険です。



歩道を通行するときのルール（原則）

歩道は歩行者優先です。歩道を通行するときは、歩道の車道よりを徐行してください。歩行者の通行の妨げとなるときは、必ず一時停止をしてください。

- ▶ 歩行者の間のすり抜けや車道・歩道の行き来は危険
- ▶ ベルを鳴らして歩行者をどかさない
- ▶ 危険を感じたときに、すぐに止まれる速度で走る



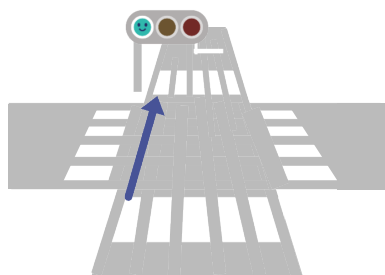
信号を守ること

自転車は、車道を進行するときは「車両用信号」、横断歩道を進行するときは「歩行者用信号」を守ってください。車両用信号が黄色の場合は、安全に止まれない時を除いて、停止位置を超えないよう注意してください。



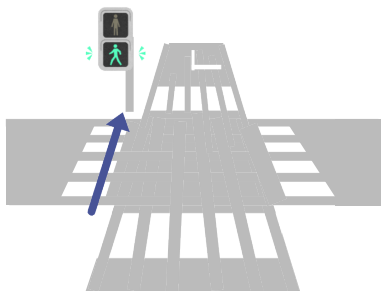
車道進行時

車道を進行するときは「車両用信号」に従う



歩道進行時

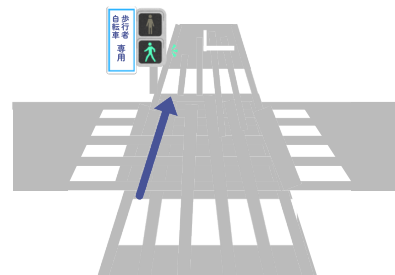
歩道を進行するときは「歩行者用信号」に従う



歩者がいないときは、自転車に乗ったまま通行可。歩者がいるときは、自転車から降りて自転車を押しながら渡る

「歩行者・自転車専用」の標記がある場合

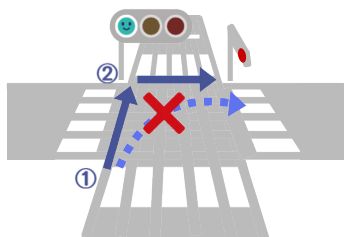
「歩行者・自転車用信号」に従う



「歩行者・自転車専用」の標記があるときは、歩行者用信号に従い、停止線で止まる。

交差点の右折

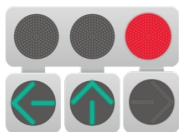
交差点の右折は二段階で右折します



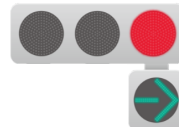
①青信号で交差点の向こう側まで進み、②一度止まって向きを変え、対面する前方の信号が青になったら渡る

矢印信号

直進、左折可



右折できません



自転車専用通行帯

普通自転車専用通行帯を通行する



標識を守ること

一時停止標識等のある交差点では、停止線があるときはその停止線の手前で一時停止、停止線がない場合は交差点の直前で一時停止しましょう



一時停止



停止線の手前で一時停止

一方通行



矢印の方向にしか進めず、反対方向への進行禁止

車両通行止・車両進入禁止



自転車を含むすべての車両が対象

歩行者専用道路



歩行者のみ通行可

自転車を除く

自転車を除く

標識の下に「自転車を除く」とあれば、自転車は対象外

交通反則通告制度（青切符）



青切符（交通反則通告制度）とは、一定の交通違反をした場合、通常の刑事手続きに代えて反則金の納付という方法で処理する制度です。令和8年4月から、16歳以上の自転車の運転者が青切符の対象となります。

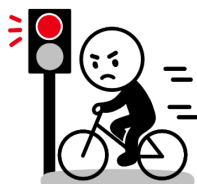
対象となる違反行為の一例

携帯電話使用等（保持）



12,000円

信号無視（赤色等）



6,000円

並進



3,000円

傘さし運転



5,000円

一時不停止等



5,000円

軽車両乗車積載制限違反（二人乗り等）



3,000円

無灯火



5,000円

イヤホン等の使用運転



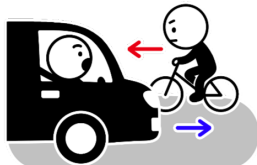
5,000円

自転車制動装置不良（ブレーキ故障等）



5,000円

通行区分違反（右側通行等）



6,000円

歩道における通行方法違反



3,000円

遮断踏切立入り



7,000円

警察官から青切符（交通反則通告書）を受け取った場合、反則金は自分で金融機関（銀行や郵便局など）で支払う必要があります。警察官に直接反則金を支払うことはありませんので、もし、その場で現金を要求してきた場合は、詐欺の可能性がありますので、☎110番に通報してください。

青切符の反則行為と反則金の額



反則行為の種類			反則金の額 (円)	反則行為の種類			反則金の額 (円)	
携帯電話使用等（保持）			注 1	乗合自動車発進妨害				
放置駐車違反	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	12,000	割込み等				
		高齢運転者等専用場所等以外	10,000	交差点右左折等合図車妨害				
	駐車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	11,000	交差点優先車妨害				
		高齢運転者等専用場所等以外	9,000	緊急車妨害等				
遮断踏切立入り			7,000	交差点等進入禁止違反				
速度超過	25km以上30km未満		12,000	無灯火				
	20km以上25km未満		10,000	減光等義務違反				
	15km以上20km未満		7,000	合図不履行			注 2	
	15km未満		6,000	合図制限違反			注 2	
駐停車違反	駐停車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	9,000	警音器吹鳴義務違反			注 2	
		高齢運転者等専用場所等以外	7,000	乗車積載方法違反				
	駐車禁止場所等	高齢運転者等専用場所等	8,000	軽車両整備不良				
		高齢運転者等専用場所等以外	6,000	自転車制動装置不良			注 1	
信号無視		赤色等	6,000	泥はね運転				
		点滅	5,000	転落等防止措置義務違反				
通行区分違反			6,000	転落積載物等危険防止措置義務違反				
追越し違反				安全不確認ドア開放等				
踏切不停止等				停止措置義務違反				
交差点安全進行義務違反				公安委員会遵守事項違反				
環状交差点安全進行義務違反			5,000	通行許可条件違反			3,000	
横断歩行者等妨害等				歩道徐行等義務違反				注 3
安全運転義務違反				路側帯進行方法違反				
通行禁止違反				並進禁止違反				
歩行者用道路徐行違反				軌道敷内違反				
歩行者等側方通過義務違反				道路外出右左折方法違反				
急ブレーキ禁止違反				交差点右左折方法違反				
法定横断等禁止違反				環状交差点左折等方法違反				
路面電車後方不停止				軽車両乗車積載制限違反				
優先道路通行車妨害等				制限外許可条件違反				
環状交差点通行車妨害等				原付等牽引違反				
徐行場所違反				自転車車道通行義務違反				注 3
指定場所一時不停止等				警音器使用制限違反				
幼児等通行妨害				注 1 「携帯電話使用等（保持）」「自転車制動装置不良」は自転車 が対象				
安全地帯徐行違反				注 2 「合図不履行」「合図制限違反」「警音器吹鳴義務違反」は 自転車以外の軽車両を除く				
被側方通過車義務違反				注 3 「歩道徐行等義務違反」「自転車道通行義務違反」は普通自 転車が対象				
通行帯違反								
道路外出右左折合図車妨害								
指定横断等禁止違反								
車間距離不保持								
進路変更禁止違反								
追い付かれた車両の義務違反								



検挙の対象となる違反

検挙の対象となる「悪質・危険な違反」とは、違反自体が悪質・危険なものと違反が招いた結果が悪質・危険なもの、違反の行われ方が悪質・危険なものがあります。

■ は刑事手続きによって処理されるもの、 ■ は青切符で処理されるもの

刑事手続きによって処理される重大な違反

携帯電話使用等（交通の危険を生じさせたとき）



妨害運転



酒酔い・酒気帯び運転



違反により実際に交通事故を発生させたとき

反則行為の中でも、重大な事故につながるおそれが高い違反

例）遮断踏切立入り、自転車制動装置不良、携帯電話使用等（手に持って通話したときや、手に持って画面を注視したとき）

違反の結果、実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき

例）違反により歩行者が立ち止まったり、他の車両に急ブレーキや急な進路変更等をさせたとき
違反を同時に2つ以上行い、事故の危険が高まっているとき

警察官による指導警告に従わず、違反行為を続けた、またはしたとき

違反行為の種類	罰則
過失建物物損壊	6月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金
酒酔い運転	5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金
麻薬等運転	
妨害運転（著しい交通の危険）	
酒気帯び運転	3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金
過労運転等	
妨害運転（交通の危険のおそれ）	
携帯電話使用等（交通の危険）	1年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金
救護義務違反	1年以下の拘禁刑または10万円以下の罰金
飲酒検知拒否等	3月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金
防衛出動時公安委員会通行禁止制限違反	3月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金
自転車通行方法指示違反	2万円以下の罰金または科料
警察官通行禁止制限違反	3月以下の拘禁刑または5万円以下の罰金
警察官現場指示違反	
違法停車措置命令違反	
違法駐車措置命令違反	
積載等危険防止等措置命令違反	
無免許等危険防止命令違反	
事故不申告	5万円以下の罰金
混雑緩和措置命令違反	
事故現場不退去命令違反	
自転車検査等拒否等	
制動装置不良自転車措置命令等違反	
自転車運転者講習受講命令違反	



自転車で違反行為

青切符

反則金制度の対象

違反をすると青切符（交通反則告知書）が交付されます

納付期限内に
納付した場合

納付期限内に納付
しなかった場合

反則金納付の通告

納付期限内に
納付した場合

納付期限内に
納付しなかった場合

検察に送致

不起訴

起訴

略式起訴

終了

刑事裁判か
家庭裁判所の審判

罰金等

自転車で交通反則金制度の対象となる違反をした場合青切符（交通反則告知書）が交付されます。その際、納付期限内に「反則金」を納付すれば、刑事裁判や家庭裁判所の審判を経ることなく事件が処理されます。

一方で、悪質で危険性の高い違反行為については、赤切符が交付され、有罪となった場合には拘禁刑や罰金などが科され、前科が付くこともあります。



取り締まりの基本的な考え方

自転車の交通違反は、基本的には警察官が現場で指導警告を行います。ただ、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者やほかの車両への危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙を行います。

免許の停止処分

運転免許保有者は自転車の違反でも免許の停止処分をされる場合があります。具体的には、自転車でひき逃げ事件や死亡事故等の重大な交通事故を起こしたり、酒酔い運転など特に悪質・危険な違反を犯した場合、最大180日の免許停止処分が科される場合があります。



自転車運転者講習

一定の危険な行為「自転車危険行為」を、過去3年以内に2回以上繰り返すと「自転車運転者講習」（有料）の受講が命じられます。（14歳以上が対象）。受講命令に従わず、3か月以内に受講しなかった場合は5万円以下の罰金が科せられます。



事故が起きたらどうする？



例) Aさんが自転車に乗っていたところ、歩行者にぶつかってしまいました。相手の方に駆け寄って声をかけたところ、「大丈夫です」と言っていたので、そのまま帰宅しました。



➡ そのまま立ち去らないで

被害者 ▶ その時は大丈夫でも、痛みが後からでる場合があります。軽傷でも相手の連絡先を聞いておく、警察に届け出をする等しておきましょう。

加害者 ▶ 救護義務違反に問われる場合があります。警察に届け出る、相手に自分の連絡先を伝えておくなど対応しておきましょう。

万が一交通事故を起こしてしまったら・・・

1 相手がけがをしていないか確認

相手がけがをしていたら救護が最優先です。まずは、けが人を路肩や歩道など安全な場所に避難させ、手当をしましょう。救急車が必要な場合は、迅速に119番に☎をし、救急車を呼びましょう。※けが人を動かすことが危険な場合は、周囲にけが人がいることを呼びかけるなどして2次災害（車にひかれるなど）がおきないように注意しましょう。自身の自転車が車道にある場合は、自転車も安全な場所に移動させてください。

2 警察へ連絡

警察に届け出ましょう。110に☎をし、事故の場所、けが人がいるのか、状況等を説明しましょう。連絡をしないとひき逃げになります。

3 連絡先の交換

相手の名前、住所、連絡先などを確認し、状況をメモしておきましょう。スマホがあれば、状況の写真等をとっておくとよいでしょう。

4 保険会社へ連絡

自分の加入している自転車保険の保険会社へ連絡してください。

自転車保険(賠償責任保険)に加入しましょう

加入しているかチェック✓

保険・共済に加入していますか？（保険証券等でご確認ください）

はい

いいえ

加入している保険・共済に自転車損害賠償保険等に相当する補償が付帯されていますか？

はい

わからない

すでに加入しています

ご契約の保険会社・共済にご確認ください

未加入です
自転車損害賠償保険等
にご加入ください

